

特記仕様書

工事件名：転落防止床トップコート他更新工事

工事場所：動物公園・みつわ台駅

1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）[平成 31 年版]（以下「改修標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、転落防止床更新工事（以下、「更新工事」という。）に適用する。
- (2) 特記仕様書に記載のない事項については、改修標準仕様書により施工するものとする。
- (3) 改修標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、改修標準仕様書の順によるものとする。
- (4) 更新工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。
 - ア 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）[平成 31 年版]
 - イ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）[平成 31 年版]
 - ウ 営繕工事写真撮影要領 [平成 31 年版]
 - エ 建築改修工事監理指針 [令和元年版]
 - オ 線路閉鎖取扱規程 千葉都市モノレール(株) 制定 昭和 63 年 2 月 22 日
 - カ 千葉都市モノレール関連基準集
- (5) 改修標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目については適用しないものとする。

2 工事目的

本工事は、千葉都市モノレールインフラ施設停留場転落防止床において、経年劣化等により損傷している防水層等を更新し、施設への漏水・浸水を防止する。

3 工事概要

施工箇所・施工内容については、別添の設計図及び数量計算書のとおりとし、施工方法については、別添の転落防止床防水工事仕様書に従うこと。

(1) 仮設工事

- ア 工事に必要となる工事用電力、水道等については請負者で負担すること。
- イ 監督員に計画書を提出し、その承認を得てから施工を開始すること。

(2) 防水工事

- ア 既存防水層の下地調整により不陸を整正の上、ウレタン塗膜防水（トップコート）を塗布すること。
- イ 改修ドレインについては、既存ドレインの内径を確認し、現場に適したドレインを設置すること。ドレインキャップの仕様については、監督員の承認の上、取り付けること。（動物公園）
- ウ シーリング打替えについて、既存シーリングを撤去の上、打ち替えること。シーリング材は、2成分変性シリコン系シーリング材で施工すること。笠木部は、シーリング打替え後、塗膜防水を塗布すること。
- エ 塗膜不良部が確認された場合には、トップコートおよびメッシュテープにて適宜補修を行うこと。

(3) 撤去工事

- ア 既存防水層に設置されているサインは、施工前に撤去すること。なお、サイン撤去については、監督員の承認を得てから行い、施工後、元の位置に戻すこと。

4 提出書類

請負者は、次の書類を提出すること。

(1) 施工前（着工書類）

- ア 着手届
- イ 現場代理人届及び主任技術者届
- ウ 施工計画書
- エ 施工体制台帳
- オ 施工打合せ票
- カ 工程表（着手時、月間工程表、週間工程表）
- キ 緊急連絡体制表
- ク その他監督員の指示によるもの

(2) 施工中

- ア 施工打合せ票
- イ 作業日報
- ウ 週間工程表（翌週分を毎週木曜日までに提出すること）

(3) 竣工時（竣工書類）

- ア 工事完成届
- イ 工事完成報告書（工事写真台帳）
- ウ 目的物引渡書
- エ マニフェスト
- オ その他監督員の指示によるもの

5 工事報告

施工に際し、工事の進捗状況と今後の計画を報告・確認するため、必要に応じて、監督員との定例会議を開催する。

6 工事の作業区分・作業申請

- (1) 工事の作業区分は、下表を基本とする。作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、監督員の承認を得るものとする。また、監督員からの指示により作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、それに従うこと。

作業区分	作業時間	施工内容
夜間作業	0：30～4：55	建築限界を支障する恐れのある工事 例) 仮設工、防水工、撤去工等

- (2) 工事実施に先立ち、事前に監督員に施工打合せ票を提出し、承認を得ること。また、施工開始月の前月 10 日までに作業内容・区間・時間等を記した事前申請書類を提出すること（事前申請書類は任意のものとする）。

- (3) 線路閉鎖を伴う作業の開始前に、下記の時間において監督員と打合せを行うこと。打合せには現場代理人が出席することを原則とする。

作業区分	作業時間	場所
夜間作業	22：30～	千葉都市モノレール(株) 本社 2 階

7 安全対策

- (1) あらかじめ事故防止上必要な事項について打合せを行い、当社の業務に支障を及ぼさぬよう、作業に起因する事故の防止に努めなければならない。特に、異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかななければならない。

(2) 作業員に対し、作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い知得させるものとする。

ア 作業員の健康状態、服装（安全帽の着用）等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。

イ 工具及び保護具の使用前の点検及び使用上の指示をすること。

(3) その他、関係箇所との連絡を密にし、作業を行うこと。

8 事故発生時の処置

工事責任者は作業に関して事故が発生した時、またはその恐れがある時は直ちに関係箇所に連絡をしてその指示を受けるとともに適宜の処置をとらなければならない。

以上